

# 町政あんない

## Info 老人クラブ育功労者の表彰

豊山町老人クラブ連合会長の江崎弘さんが厚生労働大臣から老人クラブ育功労者表彰を受けました。

老人クラブ連合会の役員や地域老人クラブの会長として、多年にわたり老人クラブの育成に努め、老人福祉の増進に尽力された功績が認められたものです。

▼問合せ 福祉課福祉グループ

☎ 28・0912



江崎 弘さん

## Info 人権擁護委員に

### 横田康宜さんを再任

10月1日付けで横田康宜さんが町の人権擁護委員に再任されました。

人権擁護委員は、地域における身近な相談相手として、人権相談を受け、問題

新型コロナウイルス感染症対策のため、広報に掲載されているイベントなどの開催について変更されることがあります。また、公共施設の利用について、臨時に閉館などを実施することがあります。最新の情報は、町ホームページをご確認いただくか、各問合せ先にお問い合わせください。

解決のお手伝いや、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済を行っています。人権に関するご相談がありましたら、ご連絡ください。

▼問合せ 福祉課福祉グループ

☎ 28・0912

## Info 町と県から子育て世帯臨時特別給付金を支給

物価高騰の負担の大きい子育て世帯を支援するため、中学校卒業までの児童を養育している方に給付金を支給します。

○町からの支給

▼対象者 令和4年8月31日に本町にお住まいの、中学生以下の児童を養育している方（所得制限なし）

▼支給額 対象児童1人当たり 1万円

○県からの支給

▼対象者 令和4年9月分児童手当受給者（所得制限による特例給付受給者は対象になりません）

▼支給額 対象児童1人当たり 1万円

○手続き

次の表のとおりです。給付金は、12月末までをめどに支給する予定です。

▼問合せ 子ども応援課子ども応援グループ

☎ 28・0936

|                                   | 町の特例給付金 |                               | 県の特例給付金 |                              |
|-----------------------------------|---------|-------------------------------|---------|------------------------------|
|                                   | 支給対象    | 申請手続の要否                       | 支給対象    | 申請手続の要否                      |
| 9月分児童手当を受給している方                   | ○ 対象    | 申請手続は必要ありません                  | ○ 対象    | 申請手続は必要ありません                 |
| 所得制限により9月分児童手当を受給せず「特例給付」を受給している方 | ○ 対象    | 申請手続は必要ありません                  | × 対象外   | —                            |
| 所得制限により児童手当も特例給付も受給していない方         | ○ 対象    | 申請手続が必要です                     | × 対象外   | —                            |
| 公務員のため職場から児童手当を受給している方            | ○ 対象    | 申請手続が必要ですが、右記の県特別給付金申請手続と兼ねます | ○ 対象    | 申請手続が必要です（職場から発行される証明書が必要です） |

## Info 令和5年度なかよし会入会受付

放課後児童クラブ室なかよし会では、下校後、仕事などの理由で保護者が家庭にいない小学生児童をお預かりし、遊びや生活の場を提供しています。

令和5年度の入会を受け付けます。現在、入会している児童の保護者の方も改めて申込みが必要です。

▼対象児童 小学1年生から6年生のうち、保護者が働いている児童や、家族の病気や看護などで下校後、保護者が家庭にいない児童

▼開所時間 平日：午後1時30分～午後6時30分 土曜日：午前8時～午後6時30分

▼申込みについて

▼受付期間 12月1日（木）～16日（金）

▼窓口での申込方法 11月14日（月）から、各なかよし会か、役場1階5番窓口

子ども応援課で申込書を配布し、各なかよし会か役場1階5番窓口にて受付をします。

▼メールでの申込方法 町ホームページから書類をダウンロードして、上記期間中にメール (kodomo@town.toyoyama.lg.jp宛) で送付してください。

メール送付後5業務日以内に本町からメール受領確認の返信が来ない場合は、メールが届いていない可能性がありますので、必ずお電話ください。

▼問合せ 子ども応援課子ども応援グループ

☎ 28・0936